

服務制度の概要

➤ 国家公務員として守るべき服務規律についてまとめましたので、今一度確認の上、遵守してください。

日本国憲法第15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

服務の根本基準(国公法第96条)

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

具体的な服務義務

職務遂行上の義務

信用失墜行為の禁止

秘密を守る義務

争議行為等の禁止

政治的行為の制限

兼業等の制限

日本国憲法第15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

● 解説 ●

・憲法第15条第2項の規定は、公務員が、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき義務を負っていることを明示したものであり、私企業の勤労者とは異なる、公務員全体に通有する基本的な性格を明らかにしています。

サービスの根本基準(国公法第96条)

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

➤ 国家公務員については、全体の奉仕者としての地位の特殊性や職務の公共性から、民間の労働者とは異なるサービス規律が定められています。

● 解説 ●

・国民に主権のあることが憲法の基本原則であることから、公務員の基本的性格が全体の奉仕者にあることを国家公務員法においても明文化しています。
・公務の民主的かつ能率的な運営を保障するためには、職員が全力を挙げて職務に専念することが肝要であるため、職務への専念もサービスの根本基準の一つとして位置づけられています。

法令及び上司の命令に従う義務(国公法第98条第1項)

職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

➤ 行政は、法令に基づいて適正に執行される必要があります。

● 解説 ●

- ・「職務」とは、各府省の設置法や設置規則など、法律、命令、規則又は指令によって定められているものです。
- ・「上司」とは、職員の職務上の直系の上位者として職員を指揮監督する権限を有する者です。
- ・上司からの職務命令に対して、職員から意見の申出や不満の表明をすることはできますが、職務命令の適否についての最終的な判断権は上司にあります。

職務に専念する義務(国公法第101条)

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

➤ 国家公務員は、勤務を提供することによって、国民全体の奉仕者としての責務を果たすこととなります。

● 解説 ●

- ・勤務時間中は職務の遂行に関係のない行為をしてはならないことを定めています。
- ・職務専念義務が免除されるのは、「法律又は命令の定める場合」(休暇、休職、休業期間等)に限られます。
→ 年次休暇などの残日数がないのに休む場合は、職場に休みの連絡をしても、「欠勤」となります。

信用失墜行為の禁止(国公法第99条)

職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 公務に対する信用を確保するために、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命感を高く持ち、常日頃から自らを律する必要があります。

● 信用失墜行為の例 ●

- ✓ 職務に直接関係するもの・・・業務上横領、職権の濫用、運転業務中の交通事故、管理監督責任違反
- ✓ 職務に関連するもの・・・職務遂行中の暴言等、セクシュアル・ハラスメント、飲食物等の供応の受領
- ✓ 職務と関連しないもの・・・私用のドライブ中における飲酒運転、常習賭博、勤務時間外の傷害や暴行

秘密を守る義務(国公法第100条)

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

- 行政は国民に対して公開で行われることが原則ですが、行政目的を適正に達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合があります。

● 解説 ●

- ・「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものです。
- ・「職務上知ることのできた秘密」とは、職員が職務に関連して知り得た全ての秘密を言います。したがって、例えば、税務署の職員が税務調査によって偶然知り得た納税者の家庭的事情なども含まれます。

争議行為等の禁止(国公法第98条第2項)

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

- 国家公務員は国民全体の奉仕者として勤務することが求められているため、公務の停廃をもたらすストライキ等を行うことは禁止されています。

● 解説 ●

- ・「争議行為」とは、職員の集団がその要求を貫徹するための手段として国の業務の正常な運営を阻害する行為です。
- ・争議行為等に直接参加する実行行為のほか、争議行為等の企画、助長などの行為も禁止されています。

政治的行為の制限(国公法第102条)

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

- 国家公務員は国民全体の奉仕者として政治的に中立な立場を維持する必要があります。

● 解説 ● 下のような政治的目的を持って行う政治的行為を制限しています。

政治的目的(例)

- ・ 特定政党の支持・反対
- ・ 公職の選挙での特定候補者の支持・反対
- ・ 特定の内閣の支持・反対

+

政治的行為(例)

- ・ 職名・職権等の公私の影響力利用
- ・ 公職の選挙での投票勧誘運動
- ・ 賦課金・寄附金等の集金

政治的行為(当然政治的目的を有するもの)(例)

- ・ 政治的目的を有する文書の発行・配布
- ・ 政党の構成員となるよう勧誘運動を行うこと
- ・ 多数人の前で政治的目的を有する意見を述べること

私企業からの隔離(国公法第103条)

職員は、営利を目的とする私企業(以下営利企業という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

他の事業又は事務の関与制限(国公法第104条)

職員が報酬を得て、営利企業の役員等以外の兼業を行う場合には、内閣総理大臣及び所轄庁の長の許可を要する。

- ①職務専念義務の確保、②職務の公正な執行の確保、③公務の信用の確保の観点から、兼業が制限されています。

● 解説 ●

- ・一定の規模以上の不動産等賃貸や太陽光電気の販売、農業等は、自営に該当しますが、所轄庁の長等の承認を得た場合には行うことができます。
- ・名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合にも、自営に該当します。

- ✓ 営利企業の役員となることは、名義のみであったとしても兼業に該当し、禁止されます。
- ✓ 相続等により賃貸マンション等を譲り受けた場合には、自営に該当しないかご確認ください。
- ✓ インターネットでの商品販売は、販売サイトのアカウントを取得するなどして店舗を設け、販売目的で大量に仕入れたり、定期的・継続的に行えば、自営に該当します。
- ✓ 外部の団体の委員や講師を務める場合などは、報酬を得て定期的・継続的に行うと兼業に該当する場合があります。